平成２７年（フ）第３００号
盛岡市西下台町３番８号　オークハウス12号
債務者　太田代ゆりか
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０７号
岩手県岩手郡岩手町大字子抱第５地割121番地４、旧住所横浜市磯子区森６丁目14番33―211号
債務者　田村　武彦
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０９号
盛岡市上堂３丁目18番28号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６４５号
仙台市青葉区愛子中央２丁目７番13号　ウィルクレールＩ201
債務者　佐藤　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
茨城県水戸市見和２丁目516番地の19
債務者　小川美詠子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７５号
茨城県北茨城市関本町福田414番地、前住所千葉県市川市鬼高３丁目６番17―405号（マイキャッスル市川）
債務者　鈴木　一也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第８８号
群馬県桐生市新里町新川608番地７
債務者　金子寿美子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県館山市北条1170番地の１
債務者　金山　健一
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第２７６号
兵庫県姫路市白浜町丙141番地３　クリーンピア白浜の宮806号、従前の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目228番地８
債務者　杉田　　優
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３９号
兵庫県加古川市神野町西条869番地
債務者　北　　命
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市下手野６丁目５番６―304号　県住下手野団地
債務者　二見きよみ
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６９号
兵庫県加古川市平荘町池尻595番地の18、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田327番地の１
債務者　笹木陽一郎
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８６号
兵庫県加古川市加古川町平野24番地の１　加古川グリーンシティＤ―813号、従前の住所兵庫県加古川市野口町水足221番地の１　加古川野口鉄筋14―201号
債務者　塩崎　沙江
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９１号
兵庫県姫路市中地284番地１　ボナール中地205
債務者　山本　麻衣
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４号
鳥取県倉吉市新田392番地１　ヴィラ・グレイス２―204（旧住所　鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1850番地16）
債務者　髙塚久美子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第２５６号
広島市中区舟入南３丁目５番17―201号、申立時の住居広島市中区江波西１丁目８番８号
債務者　惠木　明子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部